平成２６年（フ）第１７号
千葉県茂原市高師386番地６
債務者　中山美由紀
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
千葉県茂原市早野2519番地３　ソレイユＣ101号
債務者　福原　　佳
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
千葉県長生郡睦沢町上市場1241番地１
債務者　東　　励子
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
富山県氷見市鞍川168番地　マーベラス・ウィンＣ．204号、前住所富山県高岡市熊野町４番12―６号　ファイン熊野
債務者　山本香緒里
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第４６号
東京都調布市入間町２丁目６番地８　エテルノアイ405、前住所富山県高岡市野村1713番地
債務者　守護　洋子
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１３６号
岐阜市古市場32番地１　黒野コーポ241号室
債務者　藤田　和隆
１　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１３９号
岐阜市蔵前７丁目19番３号
債務者　佐藤　友美
１　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１４０号
岐阜市西中島１丁目３番16―２号
債務者　西田　百合（旧姓小坂）
１　決定年月日時　平成26年４月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２７２号
愛知県知多市長浦２丁目59番地　ボナール長浦Ⅱ202
債務者　野々川真由美
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０１号
名古屋市北区光音寺町１丁目59番地　レオパレス21Ｙ・Ｍ・Ｓ102号
債務者　堀　　優亜
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４７号
愛知県小牧市大字東田中830番地１　県住４号棟108号
債務者　松本　誠一
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４８１号
名古屋市中村区太閤４丁目９番22号　ＣＡＬＭ　ＴＡＩＫＯＨ　ＢＬＤ601号
債務者　中戸真由美
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５５８号
兵庫県加古川市平岡町土山459番地の６　マイコーポ土山505号
債務者　高橋　正明
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４３号
兵庫県加古川市加古川町北在家2011番地朝日プラザ加古川ヴィラージュ302号、従前の住所神奈川県南足柄市関本839番地９
債務者　中稲　隆次
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１４２号
兵庫県加古川市加古川町粟津332番地　大年荘２Ｆ１号
債務者　柳田　民江
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第８６号
奈良市東九条町796番地　11―205号
債務者　兵等　　満
１　決定年月日時　平成26年４月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２１０号
広島市東区馬木８丁目681番地74
債務者　西嶋　　剛
１　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
広島地方裁判所民事第４部